

柏市増尾・新柏地域ふるさと協議会慶弔見舞規程

(目的)

第1条 この規程は、増尾・新柏地域ふるさと協議会の委員及び顧問に対する慶弔見舞について定めるものとする。

(慶弔見舞の範囲)

第2条 慶弔見舞の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 出産祝い
- (2) 死亡弔慰金
- (3) 災害見舞金

(出産祝)

第3条 委員が出産したときは、出産祝いとして5,000円を贈る。

(死亡弔慰金)

第4条 委員が死亡したときは、弔慰金10,000円を贈る。

(災害見舞金)

第5条 委員が住居する家屋が、火災、水害を受けたときは、次により災害見舞金を贈る。

- | | |
|-------------|---------|
| (ア) 火災による焼失 | 10,000円 |
| (イ) 床下浸水 | 3,000円 |
| (ウ) 床上浸水 | 5,000円 |

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項については、その都度役員会の協議により決定する。

付則

この規程は、平成20年5月18日から施行する。

この規程は、平成26年5月11日から施行する。

この規程は、平成28年5月8日から施行する。